

第 7 章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

(景観法第 8 条第 2 項第四号関連)

● 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

景観法第 8 条第 2 項の規定により景観重要建造物及び景観重要樹木の方針を定めます。

■ 景観重要建造物及び景観重要樹木	
(景観法第 8 条第 2 項第四号)	
方針	那覇市内において、風格があり、象徴性や由緒性を有し、人々に安らぎや潤いを与え、市民生活と融和し、良好な環境を呈している物件で、これからの那覇の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められるものについて指定します。
建造物	・ 那覇の建造物史を語る上で価値があり、なおかつ景観面でも価値があるもの ・ 地域の人々の生活と結び付きがあるもの ・ 地域の故事・伝承にまつわるもの ・ 多くの市民や地域住民に親しまれているもの ・ その他、那覇らしい景観を形成しているもの
樹木	・ 樹容が美観上特にすぐれているもの ・ 地域の故事・伝承にまつわるもの ・ 地域の景観にとって美的な要素となっているもの ・ 絶滅に瀕した樹木、珍種の樹木 ・ 多くの市民や地域住民に親しまれているもの ・ その他、那覇らしい景観を形成しているもの



第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

（景観法第8条第2項第五号関連）

●景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第8条第2項の規定により景観重要公共施設の整備に関する事項を定めます。

■景観重要公共施設の整備		（景観法第8条第2項第五号ロ）
方針	景観形成において特に重要な公共施設は、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定し、骨格的景観要素ごとの景観形成方針に沿った整備を行うことを検討します。	

第9章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

（景観法第8条第2項第五号イ関連）

那覇市においては、平成3年に「那覇市サインデザインマニュアル」を策定し、それに基づく景観づくりの一環として屋外広告物に関する指導を行って参りました。今後は、時代の流れや現況を十分に把握し、本景観計画との整合性に配慮しながら、「那覇市サインデザインマニュアル」の改訂を行う一方、「那覇市屋外広告物条例（仮称）」の制定や屋外広告物の規制や誘導に関する重点地区の設定など、これまで以上に屋外広告物の表示等の行為の制限に関して積極的に取り組みます。

【屋外広告物の景観配慮事例】



第10章 今後の景観づくりの進め方（推進に向けて）

今後の景観づくりの推進を図っていくために、以下の取り組みを進めていきます。

1．景観計画の推進及び充実化

- ・景観計画による事前協議の徹底、届出行為、行為の制限の運用を速やかに図っていきます。
- ・景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての指定候補を抽出し、施設管理者等との協議のもとに整備・許可等に関する事項を検討し、逐次指定していきます。
- ・本景観計画に基づくガイドラインを作成し、具体的な指導等を行い、推進に向けて普及を図ります。
- ・景観に大きな影響を与えている既存の建物については、短期的な取り組みも含めた景観形成を検討していきます。

2．都市計画手法等の活用

- ・都市計画法に基づく景観地区の指定や地区計画制度等における行為の制限は、景観法による景観計画区域や那覇市都市景観条例の遵守規定よりも拘束力は高くなります。したがってそれら拘束力の高い制度を活用し景観づくりをできるだけ展開していきます。
- ・重点地区については、当該地区の住民や関係団体等との協議・調整を十分に行いながら景観地区の指定に関して検討を進めます。

景観地区が指定されると、建築物の建築等において「認定」の手続きが必要となります。

3．景観づくりの取り組み体制

（1）都市景観審議会

那覇市ではこれまでも景観の推進や施設の検討において、那覇市都市景観条例によって位置づけられた那覇市都市景観審議会が、学識経験者や専門家によって構成され、それらの審議に携わってきました。また必要に応じて専門部会をおき、詳細な検討を行ってきました。

今後も那覇市都市景観審議会は、景観づくりに係る審議・調査機関として継続します。具体的には景観計画の策定・変更や各種法定制度の活用についての調査・審議などを行い、主に次の作業等を行います。



都市景観審議会での審議状況

景観計画の策定・変更、景観地区の指定、計画提案に基づく策定又は変更の必要性の判断

景観計画に基づく行為の届出や景観地区に基づく認定行為に係る重要な決定

（勧告・認定・変更命令・措置命令その他の行政措置）

景観重要建造物・樹木の指定等

（指定・変更・解除、管理に関する命令又は勧告、原状回復命令その他の行政措置）

景観協定の締結・変更・廃止に係る認可

景観整備機構の指定

(2) 都市デザインアドバイザー

これまでも景観づくりの推進に係る専門的アドバイスを行ってきた、那覇市都市景観条例に定める、都市デザインアドバイザー制度を今後とも継続していきます。具体的には主に以下の作業等を行うことになります。

- 行為の届出における建築物等の基準適合のための専門的アドバイス
- 地域・地区の景観づくりに関する専門的アドバイス
- その他、都市景観形成の推進のための専門的アドバイス

(3) 都市計画審議会

景観法第9条第2項により、景観計画の策定・変更の際には都市計画審議会の意見を聞くこととされています。また、本景観計画において、新たに都市計画法上の開発行為を届出対象としたこと、また、今後景観地区、地区計画制度による景観誘導も想定されることなど、景観づくりの推進に当たっては、都市計画制度と景観制度の一体的な運用が求められてくることから、都市景観審議会との役割分担を明確にし、連携強化を図っていきます。

(4) 行政機関や庁内における連携

市内の景観形成に係る各行政機関との円滑・有効な協議、隣接市町との連携及び整合の取れた景観形成推進のため、以下の点について、関係機関との協議・連携を図ります。

- 景観計画区域・景観地区内における公共施設の事前通知による協議・調整
- 景観重要公共施設指定に係る協議・調整
- 各種景観整備事業の推進に係る相談
- 景観に関する啓発活動

(5) 庁内連絡協議会・公共建造物の指針

協働の景観まちづくりを効果的な役割分担のもとに推進するため、庁内の横断的な取り組みを見据えた関連部局の意思統一・調整・整合を図ります。また、景観づくりの推進において、影響の大きい公共建造物の整備に関する指針を定めます。

(6) 骨格的要素など広域的な景観資源を活かした景観づくりにおける市町間の連携

那覇市の景観の骨格的要素として位置づけた河川や海岸線など、市町を跨ぐあるいは境界となることで繋がる景観資源は隣接市町間の連携を図ることで調和のある景観づくりを推進していきます。



那覇市立城西小学校

4. 市民協働の促進

(1) 景観協議会、景観整備機構の活用による協働の景観まちづくりの推進

景観法では景観行政団体や公共施設管理者は、関係する他の行政機関、公益事業者等や住民等の関係者を交え、良好な景観形成のために協議を行う場として景観協議会を組織することが可能となりました。それらの場に地域の人々が参加していくことは、景観は地域の人々と共に守り・育てるという意識を共有していくうえで、よい機会となります。

景観整備機構は地域で活動する NPO 法人や公益法人も参加して景観計画の立案や推進に携わることができる制度です。このような制度を活用し、地域の人々と行政をつなぐ役割を持つ機能も期待されるところです。

(2) 景観づくりの取り組み促進・支援等

那覇市ではこれまでも、那覇市都市景観条例によって良好な景観形成に寄与している建築物や景観まちづくり活動などを対象に、所有者、設計者や活動自体を「都市景観賞」として表彰してきました。今後もこれら表彰や支援などを継続していきます。

一方、このような活動は、経済的な負担等も伴うため、条例に定める技術的又は人的支援、助成などを検討していきます。

(3) 重点地区、景観協定地区等での取り組み

那覇市では、これまでの都市景観形成地域において伝統的な景観をつくる赤瓦屋根に対してその費用の一部を那覇市都市景観条例に基づき助成してきました。今後も重点地区などにおいて助成を継続していきます。

